

■農地法第4条・5条申請書類添付書類一覧

番 号	必 要 書 類	区 分	
		4 条	5 条
1	許可申請書	3 部	4 部
2	住民票抄本・認印（5条申請の場合の譲受人又は賃借人のみ） ※土地登記簿と現住所が異なる場合のみ	×	○
3	登記事項証明書（全部事項） ・土地登記簿と申請者本人の現住所が異なる場合は住民票抄本又は戸籍附票を添付	×	○
4	公図 ・転用計画地を赤線で枠取りし道路を赤色、水路を水色で着色する	○	○
5	位置図等 ・公共施設や住宅など、周辺の状況を明示する。 縮尺は1/10,000～1/50,000程度とする	○	○
6	配置図等（施設や建物の建築を伴う場合） ・施設ごとの所用面積を表示する（駐車場の場合は駐車台数も明示） ・周辺農地への被害防除措置を明示する（土留擁壁等の状況） ・汚水や雨水の排水先を明示する（公共下水道に接続、等）	○	○
7	事業計画概要書（様式例第35号）	○	○
8	融資証明書または残高証明書	○	○
9	土地改良区の意見書（申請農地が土地改良区の地域内にある場合）	○	○
10	貸付地関係の書類 ・賃借権等に基づく耕作者がその耕作する農地を申請する場合は所有者の同意	○	○
11	定款・登記事項証明書（申請者が法人である場合）	○	○
12	工程表（工事が1年以上に及ぶもの又は一時転用の場合）	○	○
13	委任状（印鑑は1.許可申請書と同じものを押印）	○	○
14	その他必要と認める書類（転用予定箇所の写真等）	○	○

※1. 番号1「許可申請書」は住所氏名を自署する場合は押印を省略することができます。（法人等を除く）

※2. 添付書類（番号2～14）は2部提出願います。（1部は写しでも可）

※3. 番号2「住民票」、番号3「登記事項証明書」、番号4「公図」については、発行後3か月以内のものを添付してください。

【太陽光発電施設に係る申請について】

・太陽光発電施設に係る申請の場合は、以下の書類も必要です。

番 号	必 要 書 類	部 数
1	太陽光発電設備系統連系電力売電申込書等（写し） （電力会社と協議が計られたと分かるもの）	2部
2	太陽光発電設備に係る設備認定通知書	2部
3	パネル、パワーコンディショナー、フェンス等の設置予定資材の平面図・立面図	2部
4	太陽電池モジュール仕様書	2部
5	事業費見積書	2部
6	電気売買契約書（写し）	2部
7	工事施工方法に係る説明資料	2部
8	維持管理に係る説明資料 （清掃・除草・漏電対策、周辺農地への防除等を明記している資料）	2部
9	防災防犯対策 （地震や落雷、火災等の自然災害及び盗難等の対策を明記している資料）	2部

※1. 申請内容等により、上記以外にも添付書類を求める場合があります。

※2. 7～9については事業計画概要書（様式例第35号）に詳細を記載いただく形式でも可能です。

※3. 添付書類2部のうち、1部は写しでも可能です。